

平成 29 年度における独立行政法人の業務の実績に係る評価等の結果についての点検・確認結果

平成 30 年 11 月 30 日  
総務省行政管理局

1 主務大臣による平成 29 年度における独立行政法人（以下「法人」という。）の業務の実績に係る評価（年度評価）及び 29 年度に中（長）期目標期間を終了した法人の中（長）期目標期間における業務の実績に係る評価（期間実績評価）について、

- ・ A 以上の評定の場合、所期の目標を上回る成果が得られていると認められること、又は難易度を高く設定した目標の水準を満たしていることが具体的根拠として説明されているか
  - ・ C 以下の評定の場合、評価書において、改善に向けた取組方針又は具体的な改善方策（以下「改善方策等」という。）が記載されているか
- 等の観点から点検した。

また、法人の職員のモチベーションの向上を目指す取組を行い、組織運営の活性化につながっていると思われるものや、短期的な結果に着目するだけでなく、長期的な成果を見据えて評価方法を工夫していると思われるものなど他の法人の参考になるような事例はないかとの観点から確認した。

2 点検・確認した結果は以下のとおりである。

(1) A 以上の評定については、ほぼ全ての評価項目において、評定に至った根拠の合理的かつ明確な記述が確認できた。しかし、中には、取組の内容は記述されているものの、評定に至った根拠の記述が十分でないと考えられる項目が数例見られたため、所管府省に評定に至った根拠を確認したところ、著しく適正を欠く評価の実施と考えられるものはなかった。

また、C 以下の評定についても、ほぼ全ての評価項目において、改善方策等に係る記述が確認できた。しかし、中には、改善方策等に係る記述が十分でないと考えられる項目が見られたため、所管府省に改善方策等を確認したところ、著しく適正を欠く評価の実施と考えられるものはなかった。

なお、確認の結果、評価書には十分に記述されていなかったものの、① A 以上の評定に至った根拠の合理的かつ明確な説明を受けることができたものや、② C 以下の評定を付す場合の改善方策等に係る説明を受けることができたものについて、来年度以降の評価の参考となるよう、その詳細を別紙 1 のとおり取りまとめた。

(2) また、評価書において、法人の現状や課題を的確に分析している例として、

- ① 定量的指標の達成状況は 120%未満であるが、難易度の高い項目に係る評定を一段階引き上げるにふさわしいとした根拠を具体的かつ明確に記述した上で、A 以上の評定としているもの
- ② 定量的には把握が難しい業務の達成状況も含めて、根拠を合理的かつ明確に記述した上で、A 以上の評定としているもの
- ③ 改善方策等を記述する上で、C 以下の評定とした根拠となる課題の発生要因も記述しているもの
- ④ 法人内部の連携・融合の取組の強化の結果、法人の職員のモチベーションが向上し、組織運営の活性化につながっていると思われるものが見られた。来年度以降の評価の参考となるよう、その詳細を別紙 2 のとおり取りまとめた。

3 なお、情報セキュリティ対策に関する取組及び調達等合理化に関する取組に係る年度評価の状況を見ると、

- ・ 情報セキュリティ対策について、いずれの法人も評価が実施されており、情報セキュリティに関する事項を理由にA以上の評定が付されている1法人については、評定に至った根拠が、C以下の評定が付されている1法人については、改善方策等が、いずれも明確に記述されていた。
- ・ 調達等合理化について、いずれの法人も評価が実施されており、調達等に関する事項を理由にA以上の評定又はC以下の評定が付されている法人はなかった。

4 委員会としては、S、A、B、C、Dといった評定の結果自体に重きを置いているのではなく、評定を付すに至った根拠が合理的かつ明確に記述され、主務大臣において、評価結果によって判明した法人の業務運営上の課題や、法人を取り巻く社会経済情勢の変化などを踏まえた業務及び組織の見直し等の対応が行われることが重要と考えている。

つまり、評価を実施した結果、法人の良い取組については継続し、又は更に高い目標を目指し、改善すべき事項が確認された場合には、見直し方策を講ずるなど目標に向けたより優れた取組や工夫を行うなど、評価を実施したことのみで満足することなく、PDCAサイクルを回す中で、より高みを目指していく、いわば螺旋状に改善する形で適切に機能させることを目指すべきである。

## ① A以上の評定に至った根拠の合理的かつ明確な説明を受けることができたもの

主務府省	文部科学省	法人	(中) 教職員支援機構		
該当項目	<a href="http://www.mext.go.jp/component/b_menu/other/_icsFiles/afieldfile/2018/10/15/1408962_8.pdf">http://www.mext.go.jp/component/b_menu/other/_icsFiles/afieldfile/2018/10/15/1408962_8.pdf</a> I 国民に対して提供するサービスその他の業務の質の向上に関する事項 5 免許状更新講習及び免許法認定講習等の認定に関する事務		主務大臣 評価の評定	A	
目標・計画の状況		評価の状況		主務省への確認結果	
<p>&lt;中期目標&gt;            教育職員免許法（昭和24年法律第147号）に基づく免許状更新講習及び免許法認定講習等の認定について、免許状更新講習規則（平成20年文部科学省令第10号）及び教育職員免許法施行規則（昭和29年文部省令第26号）を踏まえ、文部科学省と緊密な連携を図り、<u>本講習の認定に関する事務を確実に遅滞なく実施する。</u></p> <p>&lt;年度計画&gt;            免許状更新講習及び免許法認定講習等の認定に関する事務を、平成30年4月より文部科学省から機構へ移管することに伴い、円滑な移行を図るため、<u>機構職員を準備要員として文部科学省へ派遣するとともに、機構内の実施体制の検討や移行準備等を行う。</u></p>		<p>&lt;主務大臣評価&gt;            平成30年4月から機構に業務移管されることとなる免許状更新講習認定の申請件数は、年間約1万件（平成29年度実績）にのぼるため、円滑な事務処理に資するよう、<u>大学等がオンラインシステム上で認定申請のための必要事項を入力すると各種様式に出力できたり入力項目を自動でチェックできたりする機能を有するシステムを新たに構築したことにより、認定作業の繁忙時期を迎える4月に向けて万全な準備を整えたことは評価できる。</u></p>		<p>従来、文部科学省が行っていた免許状更新講習の認定手続は、講座を開設する大学等が申請書を作成の上、メールで送信された申請書を目視突合によるチェックを行う方法であった。また、申請書に誤りがあった場合は、再度、申請者に訂正依頼を行い、正しい申請書が提出されるまでこのやりとりが続き、申請数が年間約1万件（平成29年度実績）にのぼるため、<u>事務作業に要する時間が膨大であった。</u></p> <p>文部科学省から機構に事務移管をされたことを契機に、<u>機構において申請者、受講者、機構にとって効率的かつ効果的な認定手続の方法について検討を重ねたところ、新しくオンラインシステムを構築することとした。</u></p> <p>新しいシステムでは、大学等がオンライン上で認定申請のための必要事項を入力することで、各種必要な様式に出力できたり、入力項目や記入漏れ等を自動でチェックできたりする機能を有しており、<u>申請者にとって事務負担が大幅に軽減され、申請から認定までの期間が短縮されたことにより、更新講習開設の準備の日数が確保された。</u>また、<u>機構においても、事務負担の軽減になり、申請者や受講者からの質問等についても丁寧な対応に時間をあてることで質の高い更新講習開設につながった。</u>更に、<u>申請から認定までの期間が短縮されたことにより、受講者にとっても免許状更新講習に認定された大学等の開設情報を早く知ることができ、受講する講座の選択の幅が広がった。</u></p> <p>中期目標、中期計画においては、更新講習認定に関する事務を確実に遅滞なく実施することとされていたが、<u>ただ単に確実に遅滞なく事務処理を行っただけでなく、ゼロベースから新たな方を関係機関等と協議・検討を重ね、申請者、受講者、機構の三者にとってメリットがあるオンラインシステムを構築したことが当初の目標を上回る成果として評価に値すると考える。</u></p>	

(注) 下線は、当委員会が付した。

主務府省	文部科学省	法人	(中) 大学改革支援・学位授与機構		
該当項目	<a href="http://www.mext.go.jp/component/b_menu/other/_icsFiles/afieldfile/2018/10/15/1408962_14.pdf">http://www.mext.go.jp/component/b_menu/other/_icsFiles/afieldfile/2018/10/15/1408962_14.pdf</a> II 国民に対して提供するサービスその他の業務の質の向上に関する目標を達成するためとるべき措置 5 学位授与 (2) 省庁大学校修了者に対する学位授与			主務大臣 評価の評定	A
目標・計画の状況		評価の状況		主務省への確認結果	
<p>&lt;中期目標&gt;            学校教育法第 104 条第 4 項第 2 号に規定する学校以外の教育施設の課程で大学又は大学院に相当する教育を行うものの認定に当たっては、省庁大学校からの認定の申出に基づき、大学の学部、大学院の修士課程又は博士課程の水準を有しているか審査を行い、認定することにより、当該課程が大学又は大学院の水準と同等であることを保証し、機構が授与する学位の水準を確保する。また、省庁大学校の課程を修了し、学位授与申請を行う者に対しては、審査により、学士、修士又は博士の学位の水準を有していると認められる者にそれぞれの学位を授与する。</p> <p>&lt;年度計画&gt;            ③ 学位授与事業の実施に当たっては、事業全体について効率化及び合理化を図るとともに、<u>省庁大学校修了者に対する学位授与については、引き続き運営費交付金を充当せずに収支均衡させる。</u></p>		<p>&lt;主務大臣評価&gt;            (評定に至った理由)  <u>自己評価ではB評定であるが、評価すべき実績の欄に示す点について、評定を引き上げるべき進捗が認められるため。</u>            (評価すべき実績)            省庁大学校の課程修了者に対する口頭試問の実施について、遠隔会議システムの導入や集中開催により、審査担当委員の移動の負担や旅費支出を抑制し、<u>運営費交付金を充当せずに収支均衡させている。</u>限られた予算の中で、平成 30 年 3 月までに口頭試問を実施できるようスケジュール等を見直し、当初から 145 名のうち 40 名(全体の約 3 割)がそのスケジュールを利用するなど、<u>申請者の利便性に配慮した取組は評価できる。</u></p> <p>&lt;自己評価&gt; 評定：B            口頭試問の開催日程を調整し、集中開催とすることや、審査スケジュールの見直しと併せて遠隔会議システムによる口頭試問を実施することにより、<u>年度計画どおり、事業の合理化・効率化に努め、収支均衡を図った。</u></p>		<p>例年のスケジュールであれば、平成 30 年 6～7 月に実施する予定であった口頭試問の一部(40 名の学生)を、平成 30 年 3 月までに実施することとしたため、<u>平成 29 年度では予定の 1.4 倍の口頭試問を実施した。</u>これにより<u>口頭試問の増加した分だけ必要経費が発生するとともに、スケジュールが分散され日程調整の難度が高まる中において、評価結果に記載のあるとおり遠隔会議システムの導入や集中開催により経費を削減し収支均衡させている。</u>(口頭試問を前倒して平成 29 年度に行った 40 名についても、学位の申請は翌年度に行うので手数料収入は翌年度となる)  <u>事務量・費用が増大しかねなかったものの、収支均衡を達成させた上で、申請者の利便性を考慮した取組を行ったことは、評定を引き上げるべき進捗があったと認められるものである。</u></p>	

(注) 下線は、当委員会が付した。

② C以下の評定を付す場合の改善方策等に係る説明を受けることができたもの

主務府省	消費者庁	法人	(中) 国民生活センター		
該当項目	<a href="http://www.caa.go.jp/policies/policy/local_cooperation/local_consumer_administration/ncac/performance/pdf/performance_180831_0005.pdf">http://www.caa.go.jp/policies/policy/local_cooperation/local_consumer_administration/ncac/performance/pdf/performance_180831_0005.pdf</a> 2 国民に対して提供するサービスその他の業務の質の向上に関する目標を達成するためにとるべき措置 (7) 研修等の充実 ① 教育研修事業の充実強化(企業職員研修)			主務大臣 評価の評定	D
目標・計画の状況		評価の状況		主務省への確認結果	
<p>&lt;中期計画&gt;</p> <p>「企業職員研修」については、コース数を追加する。コース内容についても、実務に役立つものとするため、食品表示の一元化制度等の消費者関連法令の解説や、ケーススタディ等を消費者庁と協力して実施する。</p> <p>&lt;主な定量的指標&gt;</p> <p>事業者を対象とした研修のコース数及び人員</p>		<p>&lt;主務大臣評価&gt;</p> <p>企業職員研修については、コース数は目標を達成している一方、人員の達成度(36.5%)は前々年度(56.7%, C)、前年度(45.4%)から毎年10ポイント程度低下を続け、C評価の基準(80%)を大幅に下回る水準となったことから、コース数と人員の双方の達成度を踏まえて評価した。</p> <p>(課題と対応)</p> <p>企業職員向け研修の在り方について見直しを行い、人員についての達成度を高めるよう、環境整備に努めていくことが必要である。</p> <p>&lt;自己評価&gt;</p> <p>(課題と対応)</p> <p>企業職員向け研修の在り方については、企業職員の受講ニーズを踏まえ、抜本的な見直しを行う必要があると言え、内容はもとより、より受講しやすい日程や場所について検討したところ、<u>都心の交通アクセスの便利な場所で宿泊を伴わない方法で実施するのが、ニーズに合致すると判断し、平成30年度からは、東京事務所において1日研修として実施する予定である。</u></p>		<p>企業職員研修における人員の達成度が低調な理由としては、宿泊を伴う研修への参加の難しさや相模原施設までのアクセスの悪さも考えられ、研修の内容だけではなく<u>特に受講生の利便性を考慮した研修を実施する必要がある。</u></p> <p>そこで、具体的には国民生活センターの自己評価欄にも記載があるとおり、<u>対象者のニーズを踏まえた宿泊を伴わない東京での研修へ転換し、平成30年度から実施していくこととした。</u></p> <p>また、<u>従来の2日間コースから日帰りコースへの変更に伴い、研修内容については企業職員がより必要としている消費生活相談情報に関する講義等を中心に受講できるメニューに見直しを行うこととした。</u></p> <p>さらに、受講者の募集に当たって<u>従来は公益社団法人消費者関連専門家会議(ACAP)を中心とした周知活動を行っていたが、より多くの他の業界団体の協力を得ることとした。</u></p>	

(注) 下線は、当委員会が付した。



- ① 定量的指標の達成状況は 120%未満であるが、難易度の高い項目に係る評定を一段階引き上げるにふさわしいとした根拠を具体的かつ明確に記述した上で、A以上の評定としているもの

主務府省	国土交通省	法人	(中) 海技教育機構		
該当項目	<a href="http://www.mlit.go.jp/common/001251861.pdf">http://www.mlit.go.jp/common/001251861.pdf</a> 1 国民に対して提供するサービスその他の業務の質の向上に関する事項 (1) 海技教育の実施 ④ 海事関連産業への就職			主務大臣 評価の評定	A
目標・計画の状況			評価の状況		
<p>&lt;中期目標&gt;</p> <p>【難易度：高】とした理由</p> <p>海事関連企業への就職率については、その<u>求人状況が海運業界の景気により大きく変動する等の外部要因の影響を受け、また、前中期目標期間の水準を上回る水準を目標として設定している</u>ため。</p> <p>&lt;中期計画&gt;</p> <p>関係団体等の協力を得て、海運業界の社会的な意義や役割、業務形態の理解を促進し、海事関連企業への就職率を、<u>中期計画期間の各年度とも、本科、専修科及び海上技術コースのいずれも 95%以上とする。</u></p>			<p>&lt;主務大臣評価&gt;</p> <p>船社等からの<u>求人の確保のため、教員が 180 社を超える船社等を訪問し、そのうちこれまでに求人があった船社等に加えて、さらに 42 社を新規開拓している。</u></p> <p>学生と船社等との<u>ミスマッチを回避するために、早期から学生に対し、就職に関するアンケートや海技者セミナー、就職説明会への参加などの就職指導を行うとともに、学生、教員、保護者の三者面談を実施した。</u>夏休みを利用した内航業界の協力による体験乗船には 72 名の生徒・学生が参加している。</p> <p>これらの取組の結果、就職者数は海上技術コースで 26 名、専修科で 228 名、本科で 109 名となり、就職率は、海上技術コースにおいて 100%、専修科において 99.6%、本科においても 96.5%と高い就職率を維持している。</p> <p>定量的指標から判断すると「B」評定ではあるが、難易度の高い目標に対して、法人が<u>海事関連企業への就職率について目標達成に必要な上述の取組を行った結果、目標を達成したものであり、評定を一段階引き上げ、「A」評定とすることにした。</u></p>		

(注) 下線は、当委員会が付した。

主務府省	国土交通省	法人	(中) 海技教育機構		
該当項目	<a href="http://www.mlit.go.jp/common/001251861.pdf">http://www.mlit.go.jp/common/001251861.pdf</a> 1 国民に対して提供するサービスその他の業務の質の向上に関する事項 (1) 海技教育の実施 ⑤ 海技士国家試験の合格			主務大臣 評価の評定	A
目標・計画の状況		評価の状況			
<p>&lt;中期目標&gt;</p> <p>【難易度：高】とした理由</p> <p>海技士国家試験の合格率については、<u>法人のパフォーマンスを最大限に引き出すために相当程度の努力をしなければ達成できない目標として設定しており、また、前中期目標期間の水準を上回る水準を目標として設定しているため。</u></p> <p>&lt;中期計画&gt;</p> <p>内航船員養成教育訓練プログラムの着実な実施、知識・技能の定着を目的とした適切なフォローアップにより教育効果を高め、海技士国家試験合格者を中期計画期間の各年度とも、全員が航海または機関のいずれかに合格することを目指すこととし、<u>航海・機関の両方の合格率については、本科においては80%以上、専修科及び海上技術コースにおいては95%以上とする。</u></p>		<p>&lt;主務大臣評価&gt;</p> <p>各学校において、<u>合格率向上のための取組として、通常授業以外に、補講等の自主講座や個別指導に加え、学生の学力レベルに応じた学習指導により基礎部分を重視した取組が行われている。</u></p> <p>また、国家試験対策として、補講や口述模擬試験の実施、個別指導のほか、<u>口述試験対策問題集の見直しを行い、早い時期に配布して乗船実習期間中の自学自習に取り組みさせるなど、口述試験合格を目標とした指導を行っている。</u></p> <p>その成果として、定量的指標である各課程の合格率は、海上技術コースは、受験者26名が全員合格し、4年間連続で合格率100%を達成している。</p> <p>専修科は、受験者240名に対し238名が航海・機関の両方の試験に合格し、99.2%となっている。</p> <p>本科は、受験者98名に対し、87名が航海・機関の両方の試験に合格し、昨年の合格率79.8%を上回る88.8%となっている。</p> <p>その結果、いずれも目標値を超える結果となった。なお、本科・専修科の航海又は機関いずれかの試験の合格率は、受験者338名に対し、335名が合格し、99.1%となっている。</p> <p>定量的指標から総合的に判断すると、目標に対する達成度は本科111.0%、専修科104.4%、海上技術コース105.3%であり、「B」評定となるが、難易度の高い目標に対して、<u>法人が海技士国家試験合格率について目標達成に必要な上述の取組を行った結果、達成したものであることを考慮し、評定を一段階引き上げ、「A」評定とすることにした。</u></p>			

(注) 下線は、当委員会が付した。

② 定量的には把握が難しい業務の達成状況も含めて、根拠を合理的かつ明確に記述した上で、A以上の評価としているもの

主務府省	農林水産省	法人	(行) 農林水産消費安全技術センター		
該当項目	<a href="http://www.maff.go.jp/j/kanbo/hyoka/dokuho/attach/pdf/dokuho-158.pdf">http://www.maff.go.jp/j/kanbo/hyoka/dokuho/attach/pdf/dokuho-158.pdf</a> 1 国民に対して提供するサービスその他の業務の質の向上に関する事項 (1) 農業生産資材における安全の確保等に関する業務 ② 農薬関係業務			主務大臣 評価の評定	A
目標・計画の状況		評価の状況			
<p>&lt;年度目標&gt;</p> <p>農薬関係業務について、農薬取締法に基づき、農薬の品質の適正化とその安全かつ適正な使用の確保を図り、農業生産の安定と国民の健康の保護に資するとともに、国民の生活環境の保全に寄与するため、以下のとおり農薬の登録検査等業務を行う。</p> <p>① 農林水産省からの緊急要請業務            ② 農薬の登録検査業務            ③ 農薬の立入検査等業務            ④ 農薬の登録検査に附帯する業務            ⑤ 農産物に係る農薬の使用状況及び残留状況調査業務            ⑥ 調査研究業務</p>		<p>&lt;業務実績&gt;</p> <p>農業競争力強化支援法に基づき農林水産省が進めている農薬取締制度の見直しに関する検討に資するため、農林水産省からの要請に基づき対応した。</p> <p><u>具体的には、OECDテストガイドラインとの整合状況、農薬の有効成分に関する登録情報や評価情報、適用農作物と対象病害虫・雑草の組合せごとの登録有効成分、見本品検査や薬効・薬害に関する試験要求の考え方等の整理・検証を行い、農林水産省へ報告するとともに、見直し案の提案を行った。</u></p> <p>これらの実施にあたっては、<u>原体規格の設定等の新たな業務も含め従前の登録検査業務等と併行して迅速に対応する必要があることから、各種データベース構築等の効率的な作業体制づくり、農林水産省との綿密な連絡調整等も行いながら、計画的に進めた。</u></p> <p>このような取組を通じて、<u>膨大かつ広範囲にわたる情報やデータの整理・検証を短期間で行い、農薬取締制度の見直しに寄与したものと</u>考えられる。</p> <p>&lt;主務大臣評価&gt;</p> <p>小項目を積み上げた評価はBであったが、目標を達成するに当たり<u>小項目では評価できない農薬登録制度の見直しの検討に積極的に取り組むなど、法人の業務執行上の創意工夫が図られるとともに、農薬登録制度の見直しの検討に活用されるなど行政上の重要政策課題へ貢献していることを評価し、評価をAとする。</u></p>			

(注) 下線は、当委員会が付した。



主務府省	国土交通省	法人	(中) 水資源機構		
該当項目	<a href="http://www.mlit.go.jp/common/001254545.pdf">http://www.mlit.go.jp/common/001254545.pdf</a> 1 国民に対して提供するサービスその他の業務の質の向上に関する事項 (1) 安全で良質な水の安定した供給、洪水被害の防止・軽減 ① 安全で良質な水の安定した供給			主務大臣 評価の評定	A
目標・計画の状況			評価の状況		
<p>&lt;中期計画&gt;</p> <p>52 施設については、施設管理規程に基づいた的確な施設管理により、<u>24 時間 365 日安全で良質な水を安定して供給</u>する。</p> <p>(1) 安定した用水の供給等</p> <p><u>必要な水量を過不足なく適切なタイミングで供給</u>するとともに、渇水時においても利水者間の調整が円滑になされるよう対応する。また、都市用水、農業用水の水利用の変化に対しても対応できるよう関係機関と調整を進める。</p> <p>(2) 安全で良質な用水の供給</p> <p><u>エンドユーザーまで安心して水を利用できるよう、利水者へ常に安全で良質な水を供給</u>する。</p> <p>(主な定量的指標)</p> <p><u>供給日数割合&lt;水路&gt;</u>  <u>補給日数割合&lt;ダム等&gt;</u>  <u>水質管理計画作成・履行施設数</u></p>			<p>&lt;主務大臣評価&gt;</p> <p>指標である「供給日数割合&lt;水路&gt;」「補給日数割合&lt;ダム等&gt;」は前年度に引き続き基準値(98%)を上回っており、ほぼ100%を達成した。29年度は夏場に東日本太平洋側等で雨が少なく、利根川(渡良瀬川)・荒川水系をはじめとする各水系で渇水が発生し、4水系では取水制限に至る中、<u>河川管理者等関係機関との綿密な調整を図るとともに、降雨状況に合わせてダムからの補給量をきめ細かく変更するなど効果的な運用を図り、必要な水を概ね安定して供給したことは高く評価出来る。</u></p> <p>とりわけ、荒川水系では平成9年以来20年ぶりとなる取水制限を実施することとなったが、機構管理のダムからは過去5年平均の2倍強となる補給を行うと共に、武蔵水路を有効に活用することで、首都圏の渇水被害の軽減に努めたことは評価に値する。</p> <p>また、吉野川水系では少雨に伴う95日間に及ぶ渇水対策を行う中で、ダムからの的確な補給を行うとともに、利水者との情報交換を密にし、営農状況を踏まえた分水量調整に基づく配水変更によるきめ細かな分水操作を実施した。これらにより、新規利水取水量が最大で35%カットされたものの、時間断水などは回避されたことも高く評価できる。</p> <p>さらに、香川用水調整池では取水制限強化に備え、嫌気化した補給水による水質悪化の影響を軽減させるため、湖水循環による水質改善を図り、利水者側の浄水処理費用の増加を抑えたことも評価に値する。</p> <p>その他指標として、「水質管理計画作成・履行施設数」についても、計画どおり100%の実績を達成している。</p> <p><u>以上を総合的に判断し、中期目標における所期の目標を上回る成果を達成しているとしてAとしたもの。</u></p>		

(注) 下線は、当委員会が付した。

③ 改善方策等を記述する上で、C以下の評定とした根拠となる課題の発生要因も記述しているもの

主務府省	国土交通省	法人	(中) 鉄道建設・運輸施設整備支援機構		
該当項目	<a href="http://www.mlit.go.jp/common/001258138.pdf">http://www.mlit.go.jp/common/001258138.pdf</a> 1 国民に対して提供するサービスその他の業務の質の向上に関する事項 (1) 鉄道建設等業務 ① 整備新幹線整備事業			主務大臣 評価の評定	C
目標・計画の状況			評価の状況		
<p>&lt;中期計画&gt;            (1) 鉄道建設等業務            機構は、鉄道建設業務に関する総合的なマネジメントを行える我が国唯一の公的な整備主体として、国民生活の向上や経済社会の発展、地球環境にやさしい交通ネットワークの構築に資する良質な鉄道を所定の工期内に安全にかつ経済的に建設することを推進する。これらの実施に当たっては、環境保全、都市計画との整合等鉄道建設に関わる課題へ適切に対応するとともに、技術力の向上、技術開発の推進と公表、<u>鉄道建設に係る総合的なコスト構造改善、工事関係事故防止に係る啓発活動を通じた鉄道建設の業務の質の確保を図りつつ、整備新幹線整備事業、都市鉄道利便増進事業、民鉄線及び受託事業等における所要の業務を遂行する。</u></p> <p>① 整備新幹線整備事業            高速輸送体系の形成が国土の総合的かつ普遍的開発に果たす役割の重要性にかんがみ、新幹線鉄道による全国的な鉄道網の整備を図り、もって国民経済の発展及び国民生活領域の拡大並びに地域の振興に資することを目的として、事業の着実な進捗を図り、北陸新幹線（長野・金沢間）は平成 26 年度末、北海道新幹線（新青森・新函館北斗間）は平成 27 年度末までに鉄道施設を完成させる。北海道新幹線（新函館北斗・札幌間）、北陸新幹線（金沢・敦賀間）及び九州新幹線（武雄温泉・長崎間）について、工事完成予定時期を踏まえ、建設工事等の業務を着実に推進する。</p> <p>また、整備新幹線の工事の進捗状況については、ホームページ等で公表する。</p>			<p>&lt;主務大臣評価&gt;            一方、建設中の 3 線において、社会経済情勢等の変化に伴い、建設資材の需給逼迫などによる建設コストの上昇や関係者との協議等による、<u>事業費の増加が見込まれていることについては、神奈川東部方面線の反省を踏まえた工程・コスト管理を徹底する仕組み（会議体の設置等）が不十分であった点は、改善策を講じる必要がある。</u>このため、工程管理に加え、更なる増嵩を発生させないよう厳格なコスト管理が必要であり、関係者間で定期的に進捗会議等を開催し十分な情報共有を行うことなどにより、関係者が一体となって、コスト削減・抑制、工程管理徹底のための改善をすべきである。</p> <p>また、北海道新幹線の新函館北斗駅については、開業後にホーム上で<u>利用者の滞留が発生することが判明するなど利用者目線にたった設計という面において十分ではなかった点</u>が認められる。このため、地元自治体のみならず、インパウンドの増加を踏まえた観光関係者等を含め、より多くの関係者と協議・調整を行い、地域の特性を踏まえた駅の設計に努めていくべきである。</p> <p>以上のことから、改善を要すると考えられるとして、C 評定とした。</p> <p>&lt;指摘事項、業務運営上の課題及び改善方策&gt;            関係者間で定期的<u>に進捗会議等を開催し十分な情報共有を行い、建設資材の需給の逼迫やトンネル発生土の受入地確保など、関係者が一体となって課題の早期調整に努め、コスト削減・抑制、工程管理の徹底を図っていく。</u></p> <p>地元自治体や観光関係者等の<u>関係者と協議・調整を行い、地域の特性を踏まえた駅の設計に努めていく。</u></p>		

(注) 下線は、当委員会が付した。

④ 法人内部の連携・融合の取組の強化の結果、法人の職員のモチベーションが向上し、組織運営の活性化につながっていると思われるもの

主務府省	経済産業省	法人	(行) 製品評価技術基盤機構		
該当項目	<a href="http://www.meti.go.jp/intro/koueki_houjin/downloadfiles/ai_17_04.pdf">http://www.meti.go.jp/intro/koueki_houjin/downloadfiles/ai_17_04.pdf</a> 4 その他業務運営に関する重要事項 ○ その他マネジメント			主務大臣	A
				評価の評定	
目標・計画の状況			評価の状況		
<事業計画> 2 組織・人事に関する計画 (1) 組織に関する計画 ア <u>機構内部の分野間の連携を一層推進し、機構の有する多様かつ高度な技術的知見、人材、設備等の一体的な活用を推進する。</u> また、イントラを活用した各分野の成果の共有化など機構内広報を積極的に行うなど、 <u>分野・支所等の連携を活性化する取組を行う。</u>			<業務実績> 2 組織・人事に関する計画 (1) 組織に関する計画 ア 機構内の分野間の連携等を一層推進し、機構の有する多様かつ高度な技術的知見、人材、設備等の一体的な活用を推進 ● <u>機構内の連携・融合の一層の推進</u> 新たな分野間・分野内の連携を推進するため、他分野の業務を知り、理解を深めるためのきっかけ作りとして、毎週1回ずつ計24回に渡り、イントラネットを活用した <u>分野・支所の業務内容や保有技術等の機構内広報を行った結果、平均で全職員の約3分の2が閲覧した。また、職員へアンケートをしたところ、回答者の約4分の3が他分野の業務内容を理解し、興味を持つ契機となる等の効果が認められた。</u> ● <u>分野間の重点連携領域の取組結果</u> <u>業務担当分野だけでは対応が困難な案件について、技術や知見を有する他分野と連携することにより、技術的知見や人材、設備等の効率的な活用を進めた。</u>		
4 その他機構の業務運営に関する事項 (1) 内部統制 ウ <u>理事長・理事と各センター等所長等との間で事業方針・内容及び業務実績等について日常的な議論と共有を確保するため、運営会議(各センター等の次長以上の幹部会)、理事長ヒアリング(理事長・理事と各センター所長等の業務方針会議)等を定期的に開催する。</u>			4 その他機構の業務運営に関する事項 (1) 内部統制 ウ <u>理事長・理事と各センター等所長等との間で事業方針・内容等について日常的な議論を行い、また、情報を共有するため、運営会議、理事長ヒアリング等を定期的に開催</u> 日常的に開催される会議では把握しきれない各分野の詳細な目標・計画、業務の進捗状況及び世の中への貢献(アウトカム)についての集中的な議論を行う場として、 <u>分野ごとに理事長ヒアリングを開催した(43回)。</u> このヒアリングは、 <u>支所等ともテレビ会議を接続し、全職員に公開する形で実施するとともに、平成29年度から全職員の業務実績とアウトカムに対する意識を向上させるため、原則として所属分野の理事長ヒアリングには積極的に出席するよう強く働きかけを行っている。</u> 会議資料や会議メモを機構内のイントラネットを通じて迅速に共有した。		
			<主務大臣評価> ② <u>理事長ヒアリング等の経営陣の声</u> が直接職員に届く機会増加、 <u>分野間連携による技術的知見、人材、設備の効率的活用、フィージビリティスタディによる最新かつ将来必要な技術の習得による継続性の確保と新たな業務対応、ワークライフバランス推進による生産性を高める環境づくり等の法人運営の活性化に係る取組を実施したことは、分野間連携による新たな試験方法の化審法への導入等の社会・経済の制度構築やイノベーションの促進に具体的に貢献するとともに、職員の意識及び組織の持続発展性を高める上で大きな成果である。</u>		

(注) 下線は、当委員会が付した。

(参考)

## 年度評価及び期間実績評価における評定の状況

### 1 年度評価

表1-① 年度評価の結果（府省別）

（単位：項目、％）

区分	評定数					評定数 合計	「A」以上の割合	
	S	A	B	C	D		(参考) 28年度	
内閣府 (3)	1	14	47	1		63	23.8	22.2
消費者庁 (1)		10	80	3	1	94	10.6	9.7
総務省 (3)	1	18	57			76	25.0	22.2
外務省 (2)	1	13	12	4	1	31	45.2	37.2
財務省 (3)		13	43	1		57	22.8	24.1
文部科学省 (23)	18	108	349	3		478	26.4	20.2
厚生労働省 (17)	9	43	139	2		193	26.9	23.5
農林水産省 (9)		32	140	3		175	18.3	7.4
経済産業省 (9)		18	56	1		75	24.0	41.8
国土交通省 (15)	3	44	201	9		257	18.3	20.0
環境省 (2)		11	34			45	24.4	22.2
防衛省 (1)			17			17	0.0	0.0
合計 (88)	33	324	1,175	27	2	1,561	22.9	20.0

(注) 1 区分欄の括弧内は各府省が所管する独立行政法人数を表す。文部科学省の法人数には、日本私立学校振興・共済事業団（助成事業）を含む。

2 「A」以上の割合欄内の（参考）28年度欄には、平成28年度の年度評価における「A」評定以上の割合を記載しているが、28年度と29年度では、法人の中（長）期目標の変更等により評価項目数（母数）に違いがあることなどから、割合を単純に比較することはできない。

表1-② 年度評価の結果（法人類型別）

（単位：項目、％）

区分	評定数					評定数 合計	「A」以上の割合	
	S	A	B	C	D		(参考) 28年度	
中期目標管理法 (54)	9	146	830	20	2	1,007	15.4	16.2
国立研究開発法人 (27)	24	143	229	5		401	41.6	29.4
行政執行法人 (7)		35	116	2		153	22.9	17.8
合計 (88)	33	324	1,175	27	2	1,561	22.9	20.0

(注) 1 区分欄の括弧内は各府省が所管する独立行政法人数を表す。

2 「A」以上の割合欄内の（参考）28年度欄には、平成28年度の年度評価における「A」評定以上の割合を記載しているが、28年度と29年度では、法人の中（長）期目標の変更等により評価項目数（母数）に違いがあることなどから、割合を単純に比較することはできない。

表1-③ 年度評価の結果（業務別）

（単位：項目、％）

区分	評定数					評定数 合計	「A」以上の割合	
	S	A	B	C	D		(参考) 28年度	
サービスの質の向上・研究開発成果の最大化	33	291	559	9	1	893	36.3	31.8
サービスの質の向上 （中期目標管理法）	9	126	427	7	1	570	23.7	24.4
サービスの質の向上 （行政執行法人）		31	45	1		77	40.3	30.3
研究開発成果の最大化 （国立研究開発法人）	24	134	87	1		246	64.2	48.9
業務運営の効率化		10	243	7		260	3.8	4.6
財務内容の改善		10	153	4	1	168	6.0	6.7
その他業務運営		13	220	7		240	5.4	1.8
合計 (88)	33	324	1,175	27	2	1,561	22.9	20.0

(注) 1 区分欄の括弧内は各府省が所管する独立行政法人数を表す。

2 「A」以上の割合欄内の（参考）28年度欄には、平成28年度の年度評価における「A」評定以上の割合を記載しているが、28年度と29年度では、法人の中（長）期目標の変更等により評価項目数（母数）に違いがあることなどから、割合を単純に比較することはできない。

## 2 期間実績評価

表2-① 期間実績評価の結果（府省別）

（単位：項目、％）

区分	評定数					評定数 合計	「A」以上の 割合
	S	A	B	C	D		
内閣府 (1)			16	1		17	0.0
消費者庁 (1)		8	89	5		102	7.8
文部科学省 (6)	9	40	125	1		175	28.0
厚生労働省 (4)		12	56			68	17.6
農林水産省 (3)		2	54	1		57	3.5
経済産業省 (3)		8	10			18	44.4
国土交通省 (5)	1	21	82	1		105	21.0
合計 (23)	10	91	432	9		542	18.6

(注) 区分欄の括弧内は各府省が所管する独立行政法人数を表す。

表2-② 期間実績評価の結果（法人類型別）

（単位：項目、％）

区分	評定数					評定数 合計	「A」以上の 割合
	S	A	B	C	D		
中期目標管理法 (20)	2	62	393	9		466	13.7
国立研究開発法人 (3)	8	29	39			76	48.7
合計 (23)	10	91	432	9		542	18.6

(注) 区分欄の括弧内は各府省が所管する独立行政法人数を表す。



表 2-③ 期間実績評価の結果（業務別）

（単位：項目、％）

区分	評定数					評定数 合計	「A」以上 の割合
	S	A	B	C	D		
サービスの質の向上・研究開発成果の最大化	10	78	241	4		333	26.4
サービスの質の向上 （中期目標管理法人）	2	51	219	4		276	19.2
研究開発成果の最大化 （国立研究開発法人）	8	27	22			57	61.4
業務運営の効率化		8	81	4		93	8.6
財務内容の改善		3	59	1		63	4.8
その他業務運営		2	51			53	3.8
合計 (23)	10	91	432	9		542	18.6

（注） 区分欄の括弧内は各府省が所管する独立行政法人数を表す。

### 3 年度評価における情報セキュリティ対策及び調達等合理化に関する取組の評定

表 3 情報セキュリティ対策及び調達等合理化に関する取組の評定

（単位：法人）

区分	評定数				
	S	A	B	C	D
情報セキュリティ対策		4 (1)	78 (20)	5	
調達等合理化			85 (24)	2	

（注） 評定数欄の括弧内は情報セキュリティ対策又は調達等合理化に関する取組を単独の評価単位としている法人数を表す。

その他の法人は、「内部統制」や「その他業務運営に関する重要事項」等の項目において、情報セキュリティ対策又は調達等合理化に関する取組と他の業務実績とをまとめて評価している。このため、情報セキュリティ対策又は調達等合理化に関する取組以外の実績をもとに標準の「B」以外の評定が付されている法人がある。